

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

国と地方を合わせた消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされてます。

令和6年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	30,000 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	361,221 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名	令和6年度 予算額 (経費)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	73,047	52,074		100	2,730	18,143
	高齢者福祉事業	7,843	1,550		316	780	5,197
	児童福祉事業	94,662	66,770		1	3,660	24,231
	小 計	175,552	120,394		417	7,170	47,571
社会保険	介護保険事業(繰出金)	98,993				12,960	86,033
	国民健康保険事業(繰出金)	41,476				5,430	36,046
	小 計	140,469				18,390	122,079
保健衛生	疾病予防対策事業	26,551	85		198	3,450	22,818
	高齢者医療事業	18,649	277		10,724	990	6,658
	小 計	45,200	362		10,922	4,440	29,476
合 計	361,221	120,756		11,339	30,000	199,126	